

平成 30 年 1 月 31 日

各 位

会 社 名 マーチャント・バンカーズ株式会社
代表取締役社長兼 CEO 一 木 茂
(コード 3121 東証 2 部)
問合せ先 取締役 CFO 兼財務経理部長 高 崎 正 年
(TEL 03-5224-4900)

(訂正)「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」の一部訂正について

平成 30 年 1 月 29 日に公表いたしました「第三者割当により発行される新株予約権の募集に関するお知らせ」について、平成 30 年 1 月 31 日開催の取締役会において、申込期日等を変更いたしましたので、また、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記のとおり訂正いたします。
なお、訂正箇所には下線を付しております。

1. 第三者割当により発行される株式及び新株予約権の募集の概要

(訂正前)

<本新株予約権の募集の概要>

| | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 割 当 日 | 平成 30 年 2 月 <u>14</u> 日 |
|-----------|-------------------------|

(略)

(訂正後)

<本新株予約権の募集の概要>

| | |
|-----------|-------------------------|
| (1) 割 当 日 | 平成 30 年 2 月 <u>16</u> 日 |
|-----------|-------------------------|

(略)

5. 発行条件等の合理性

(1) 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

(訂正前)

(略)

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成 33 年 2 月 14 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有し

た場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

(略)

(訂正後)

(略)

以下、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提となる条件について記載いたします。

i. 割当予定先の権利行使については、モンテカルロ・シミュレーションによる算定の前提として、行使期間最終日（平成 33 年 2 月 16 日）に時価が行使価額以上である場合には残存する本新株予約権の全てを行使するものと仮定しております。行使期間中においては、最小二乗法を組み合わせたモンテカルロ・シミュレーションに基づき行使タイミングを計算しております。具体的には、新株予約権を行使した場合の行使価値と、継続して保有した場合の継続価値を比較し、継続価値よりも行使価値が高いと判断された時に割当予定先が新株予約権を行使することを仮定しております。

(略)

10. 最近3年間の業績及びエクイティ・ファイナンスの状況

(4) 最近3年間のエクイティ・ファイナンスの状況

(訂正前)

(略)

④ 平成 29 年 9 月 22 日付第三者割当による第 16 回新株予約権の発行

(略)

(訂正後)

(略)

④ 平成 29 年 9 月 22 日付第三者割当による第 15 回新株予約権の発行

(略)

11. 発行要項

(訂正前)

本三者割当の発行要項については、末尾に記載される別紙「マーチャント・バンカーズ株式会社 第16回新株予約権発行要項」をご参照ください。

(2) マーチャント・バンカーズ株式会社 第16回新株予約権発行要項

| | |
|----------------------|--|
| 新株予約権の目的 となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。 |
| 申込期日 | 平成30年2月 <u>14</u> 日 |
| 割当日 | 平成30年2月 <u>14</u> 日 |
| 払込期日 | 平成30年2月 <u>14</u> 日 |

(略)

| | |
|----------------|--|
| 新株予約権の行使 期間 | 平成30年2月 <u>15</u> 日から平成33年2月 <u>14</u> 日までとする。(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。) |
|----------------|--|

(略)

(訂正後)

本三者割当の発行要項については、末尾に記載される別紙「マーチャント・バンカーズ株式会社 第16回新株予約権発行要項」をご参照ください。

マーチャント・バンカーズ株式会社 第16回新株予約権発行要項

| | |
|----------------------|--|
| 新株予約権の目的 となる株式の種類 | 当社普通株式 完全議決権株式であり、権利内容に何らの限定のない当社における標準となる株式である。 なお、単元株式数は100株である。 |
| 申込期日 | 平成30年2月 <u>16</u> 日 |
| 割当日 | 平成30年2月 <u>16</u> 日 |
| 払込期日 | 平成30年2月 <u>16</u> 日 |

(略)

| | |
|----------------|--|
| 新株予約権の行使 期間 | 平成30年2月 <u>17</u> 日から平成33年2月 <u>16</u> 日までとする。(但し、別欄「自己新株予約権の取得の事由及び取得の条件」に従って当社が本新株予約権の全部又は一部を取得する場合、当社が取得する本新株予約権については、取得日の前日までとする。) |
|----------------|--|

(略)

以 上